

所得保障の経済学的分析*

—所得再分配へのアプローチ—

高山 憲之

I はじめに

最近、社会的な不正の是正が声高く叫ばれている。なかでも、健康で快適な最低限の生活保障を求める声が一段と強く聞かれる。生活保護、各種年金等の所得保障は、医療サービス・教育サービス・住宅サービス等々の現物給付と並んで最低限の生活保障という目的を達成すべく実施されてきた。以下では、所得保障に焦点を合わせてその経済学的分析を試みたい。まず、ミクロ経済学上の分析ツールを用いて、

- (1) 所得保障によって貯蓄率はどう変わるか、
 - (2) 生活保護・賃金補助・負の所得税・一律給付金、等々の所得保障政策は労働供給インセンティブにいかなる差異をもたらすか、
 - (3) 各種の所得保障政策は、経済厚生上どのように評価されるか、
- を明らかにしよう。次いで、マクロ経済学の立場から、
- (4) 富者から貧者への所得トランスファーによって、社会全体としての所得（国民所得）水準はどのように変化するか——即ち、パイの切り方を変えることで、パイそのものの大きさが左右されるか、又、左右されるとしたら、パイは大きくなるのか小さくなるのか——、
 - (5) その際、富者の負担するトランスファー・タックスの帰着（incidence）はどうなるか、を分析しよう。さらに、個人主義的な経済厚生指標を用いて、
 - (6) 社会保険の‘payroll tax’や生活保護法における「親族扶養義務優先条項」は、不平等是

正上どのように評価されるか、をも考察したい。以上の設問に対する回答は一括して最後に要約されている。

II 所得保障のミクロ経済学

所得保障の経済効果といえは何よりもまず、その貯蓄率・労働意欲への影響如何ということになる。しかし、議論をそれだけで終らせてはならない。経済政策上より重要なことは、所得保障の厚生経済学的分析である。このような分析は日本でこれまで殆んど試みられていない。本節の分析の重点は従ってこの厚生経済学的分析にある。

1. 所得保障と貯蓄率

まず、所得保障政策の実施によって貯蓄率がいかなる影響をうけるか（設問1）を分析しよう。ここでは、フィッシャー流の2時点間の消費配分に関するタイム・プレファレンス・セオリー¹⁾に依拠して考察する。なお、所得保障政策として第2時点（将来時点）における最低消費水準（ C_r^m ）の保障を想定する。また、消費者の銀行借入の道は閉ざされており銀行預金（将来消費のための）だけが貯蓄形態として存在するものと想定する。図1において、現在消費（ C_p ）、将来消費（ C_r ）の水準をそれぞれ横軸、縦軸方向に測るものとする。現在所得（ Y_p ）が所与であり（ OA ）将来所得（ Y_r ）が完全に予見できる（例えば OB ）ケースでは、予算線は ADF で示され最適消費計画は E 点で与えられる。即ち、現在所得 OA のうち GA だけ貯蓄され、この貯蓄による元利合計は将来時点で HB になり将来消費 OH を可能にすることになる。貯蓄率は GA/OA で示されている。

* 本稿執筆にあたって貝塚啓明助教授、深谷昌弘氏から貴重な助言をいただいた。記して両氏に謝意を表したい。

1) Fisher [3] 参照。

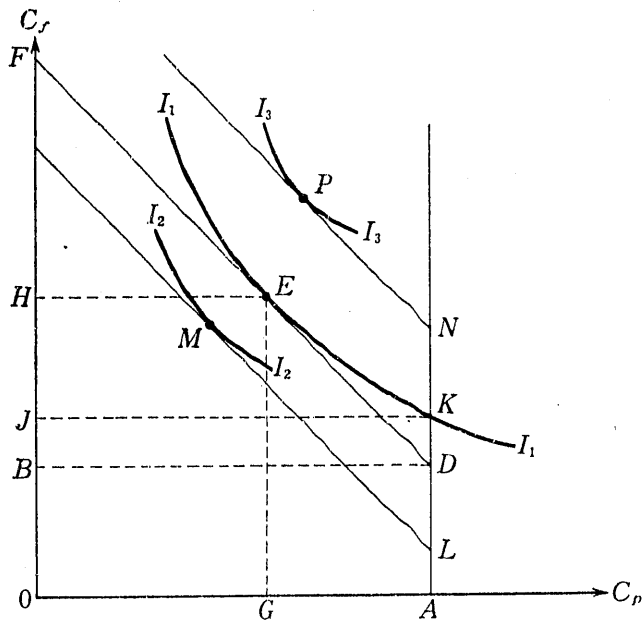


図1

さて、将来時点の最低消費水準 (C_f^m) が将来所得水準 (Y_f) とは独立に OJ で保障される政策の導入を仮定しよう。 Y_f が $OB(=AD)$ 以下の人は、このような政策の導入によって貯蓄するインセンティブを失うことになる。即ち、現在所得 OA をすべて現在消費し将来時点で最低保障水準 OJ を甘受する消費計画は K で与えられ、その効用水準は E 点のそれと無差別になるからである (E, K は同一効用無差別曲線 I_1 上の点である)。 Y_f が OB より低水準、例えば AL の人の場合、最適消費計画は M から K に移動し効用水準は I_2 から I_1 へ増大する。他方、 Y_f が OB より高水準、例えば AN の人の場合、最適消費計画は所得保障政策が導入されても不変に (P 点で) 維持される。このように、所得保障政策の導入は将来所得のある水準 (図1では OB) 以下の人々の貯蓄を不要ならしめ²⁾、しかも彼らの効用水準を高めこそすれ低めることはない。

2. 所得保障政策と労働供給

所得保障政策と一口に言っても、その具体的措置については以下に述べるように様々なものが考

2) なお、 C_f^m を保障するには何らかの財政措置が必要になるが、本節の議論はこの点を捨象している。更に、本節の主張はあくまでもミクロからみた個人の貯蓄率に関するものであり、社会全体としての貯蓄率ではない (念のため)。

えられ、労働供給に対するインセンティブにも制度の相違による差異が生ずることになる。以下では、生活保護法のもとでの所得保障、負の所得税、賃金に対する補助金、一律給付金、等々について順を追って調べることにしよう。

(a)生活保護——生活保護法の下では最低所得 (Y_m) に達しない者に対して Y_m に満たない分だけの所得を保障するのが通例である³⁾。図2は、このような生活保護制度がもたらす労働供給への影響を分析するために描かれている。横軸は1日当りの余暇の水準 (L) を測り、縦軸は1日当りの消費水準 (C) を測るものとする (以下、図5まで同様)。このとき、予算線は AB_iD_i ($i=1, 2, 3$; B_iD_i の傾きは賃金率を表わし、傾斜が急になる程賃金率は高くなる。 OD_i は24時間分の賃金所得に相当している) で与えられる。予算線が AB_1D_1 の個人の場合、最適消費計画は生活保護制度が存在しないとき E_1 点になり、労働サービスを ($24-OF$) 時間供給することになる。しかし、生活保護制度の下では A 点が最適となるので、労働供給をしようという意欲は全然起こらない。しか

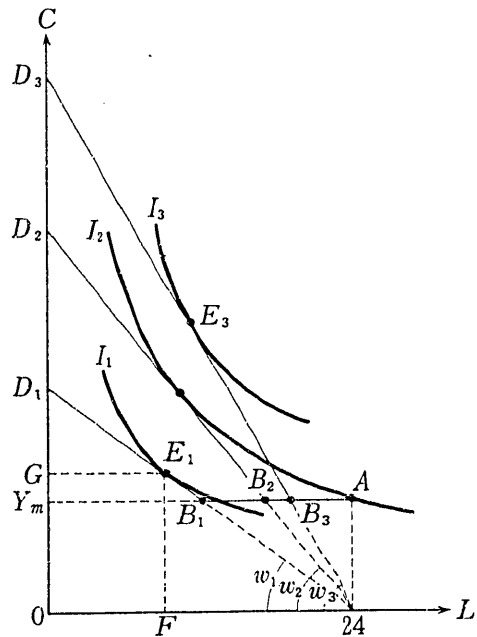


図2

3) 最近になって、負の所得税をめぐる論議の高まりもあってか、この限界税率 100% の生活保護制度は改められ労働供給に対するインセンティブへの配慮が若干なされている。

し、労働サービスの供給カットが最適となるのは賃金率が低い者に限られ、高給で雇われる者には生活保護制度の有無にかかわらず労働サービスの供給量を不変に維持するのが最適となる（例えば、賃金率が w_3 の者には E_3 が最適点である）。即ち、生活保護制度の導入によって経済全体としての労働供給量は減少するものの、その減少は賃金率が w_2 以下の人々の労働供給カットにとどまる。このような労働供給の削減は由々しいものとして論じられることが少なくない。しかし、厚生経済学的観点からは次のように評価するのが正しい理解の仕方である。図2をみれば明らかなように、生活保護制度の導入によって低所得者は全く働かなくなるにもかかわらず彼らの効用水準は I_1 から I_2 へとレベルアップしている。従って、生活保護適用者の余暇活動をプラスに評価する限り、社会全体としての経済厚生が増大することになる⁴⁾。即ち、労働供給へのインセンティブを弱めるからといって、ただそれだけで生活保護制度を論難するのは片手落ちであるといえよう⁵⁾。

(b) 賃金補助——図4は賃金に対する補助金 (wage subsidy) によって労働供給量がどのように影響されるかを分析するためのものである。賃金補助前後の予算線を AB_1 , AB_2 で表わし、傾き w_1 , w_2 の間には $w_2 = (1+t)w_1$ の関係があるものとしよう（ここで、 t は補助率である）。賃金補助によって労働供給がどう変化するだろうか。経済

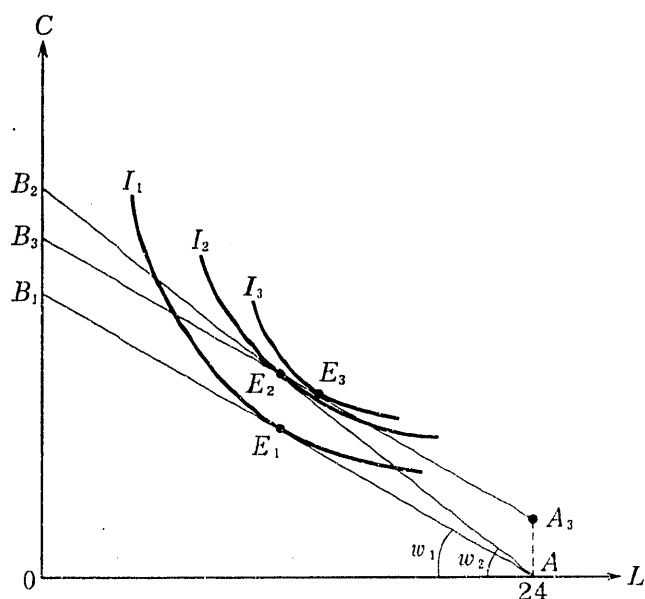


図4

学では所得効果と代替効果とに分けて考察するのが通例である。まず、所得効果——賃金補助の結果、余暇は下級財 (inferior goods) でない限り増大する。従って、労働供給量は減少することになる。次に、代替効果——賃金補助は労働サービスの対価を上昇させる。そのために余暇の消費財に対する相対価格も上昇する結果、余暇に対する需要は減少して労働サービスの供給は増大することになる。このように代替効果と所得効果は正反対の方向に作用することになるので、賃金補助政策の労働供給に及ぼす影響は一意的に決まらない。それは効用関数の特定化 (specification) に依存する。コップ = ダグラス型の効用関数 (U) を想定すると、賃金補助の有無にかかわらず労働供給量は一定になる⁶⁾。賃金補助政策を厚生経済学的観点から評価してみよう。図4によれば、賃金補助の結果労働者の効用は I_1 から I_2 に上昇する。即ち、賃金補助政策はこの点に関する限り、望ましいパフォーマンスをもたらすことになる。

(c) 一律給付金——賃金補助を評価する際に看過してはならない点が1つある。賃金補助の結果財貨・サービスの相対価格が変化してしまい、補助以前の資源配分が最適であったとすればその最

4) ここでは、社会全体の経済厚生を個々の経済主体の効用水準の総和であると考えて議論している。

5) 負の所得税の場合、免税点 (Y_0) までの所得稼得に対しては限界税率を100%より低い、例えば50%に設定する旨、配慮されている。

この時、図3にあるように生活保護制度の下では労働供給を全然しなかった者 (A 点が最適) も、負の所得税の下では E_3 点を選択するようになり、労働サービスも若干供給し、効用も I_1 から I_2

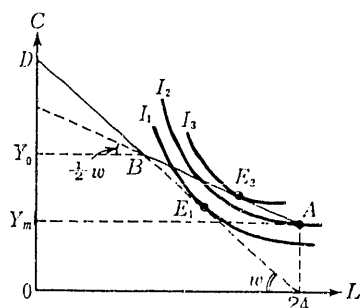


図3

にレベルアップすることになる。この2点において、所得稼得に100%の限界税率を賦課する生活保護制度を改変して、例えば、50%に引き下げの方が経済政策的には望ましい。

6) $U = C^{1/2} L^{1/2}$ s.t. $pC = (w+t) \cdot (24-L)$ という条件付最大値問題を解くと、 $L=12$ となる。Diamond (2) をみよ。なお、所得保障政策を労働供給との関連で解説したものに地主(5)がある。

適条件は攪乱される、ということがそれである。その意味では賃金補助よりも一括固定額給付 (a lump sum subsidy) の性格をもつ一律給付金 (a poll subsidy) の方が経済政策上推奨されることになる。図4において、今、賃金補助額に等しい所得 B_1B_3 を労働供給のいかんを問わず一律に給付するものと考えよう。このとき、予算線は A_3B_3 になり、最適選択点は E_3 に決まる。即ち、余暇が下級財でない限り労働サービスの供給量は給付以前より必ず減少することになるが、効用は I_3 にレベルアップしこの効用水準は賃金補助によって達成される I_2 より必ず高くなる。この点を正しく理解すれば、上記の主張「一律給付の方が賃金補助よりも経済政策上推奨される」も納得できよう。このような主張は、財政学で「間接税よりも直接税の方が租税負担者にとって犠牲が少ない」といわれている内容を丁度裏返しにしたものである⁷⁾。

なお、低所得者にとっては、生活保護 (E_2) よりも負の所得税 (E_3)、更に負の所得税よりも一律給付金 (E_4) の方が有利な制度になる (図5参照)。

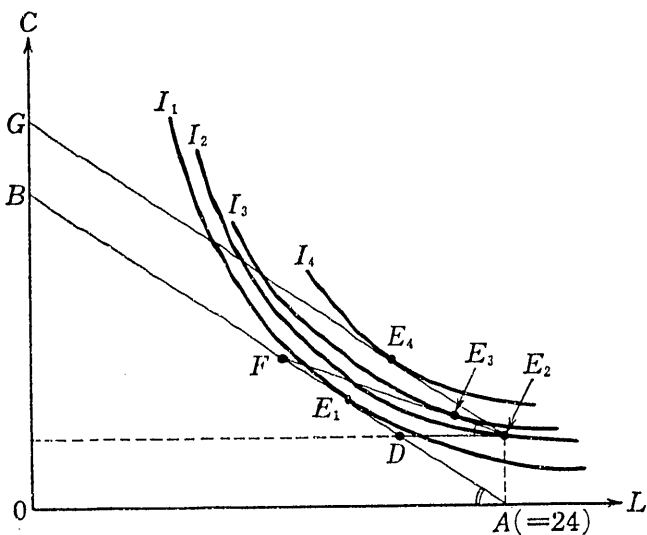


図5

7) Little [8] をみよ。なお、本節の分析の中心である厚生経済学については根岸他 [9] が詳しく解説しているので、それを参照されたい。

III 所得保障のマクロ経済学 (その1)

——所得再分配乗数⁸⁾——

前節の分析においては、所得保障に必要な財源をインプリシットにふせたままにしておいた。本節では、この財源問題をエクスピリシットに取り出して経済全体としての活動水準の決定が分配問題とどのように関わっているかを考察してみよう。その際、トランスファー・タックスの帰着 (incidence) の問題もあわせて分析することにする。

1. 所得再分配乗数の導出

以下では、分析を単純化するために次のような仮定を置く。

- (1) 2人(あるいは、2階層)1財モデル、
- (2) 不完全雇用、
- (3) 価格一定⁹⁾、
- (4) 消費者選好は相互に独立である、
- (5) 所得再分配によって消費者の限界消費性向が変えられることはない、
- (6) 閉鎖経済。

消費関数を単純化して、次のように想定しよう。

$$C_i = C_i(Y_i), \quad i=1, 2 \quad (1)$$

ここで、 C_i 、 Y_i はそれぞれ第 i 番目の人の消費量、所得水準を表わす。第 i 番目の人の分配所得のシェアを w_i とし、国民所得を Y とすると、

$$C_i = C_i(w_i Y), \quad i=1, 2 \quad (2)$$

$$w_1 + w_2 = 1 \quad (3)$$

が得られる。この時、財市場の需給均衡式は、

$$Y = C_1(w_1 Y) + C_2(w_2 Y) + \bar{I} \quad (4)$$

となる。ここで、 \bar{I} は (所得水準から独立な) 投資水準である。

今、第2番目の人 (富者) から第1番目の人 (貧者) へ所得移転を $T (= \delta Y)$ だけ行なうものと仮定しよう。このトランスファーによって国民所得水準 (Y) はどう変化するだろうか。(4)式を全微分すると、

8) III節の分析は高山[11]に拠っている。

9) この仮定は、あくまでも単純化のためのものであり、価格が所得・雇用水準とともに変化する、としても本節の議論のエッセンスは変わらない。

$$dY = \frac{c_1 - c_2}{1 - c} T \quad (5)$$

と計算される。ここで、 c_i, c はそれぞれ第 i 番目の人の限界消費性向，社会全体としての限界消費性向である。

$$c = c_1 w_1 + c_2 w_2 \quad (6)$$

$$dw_1 = -dw_2 = \delta \quad (7)$$

(5)式右辺における T の係数； $\frac{c_1 - c_2}{1 - c}$ を「所得再分配係数」と定義しよう。この係数を、わざわざ「乗数」(multiplier) と名づけたのは、この係数が所得再分配による国民所得水準の変化を表わしているからである。ところで、貧者の限界消費性向は富者のそれより通常大きいと通常想定できよう。この場合、

$$1 \geq c_1 > c_2 > 0, 1 > c > 0 \quad (8)$$

となるから、(5)式から、

$$dY > 0 \quad (9)$$

が得られる。又、(8)式より $c_1 - c_2 < 1$ という関係も得られるから、

$$\frac{c_1 - c_2}{1 - c} < \frac{1}{1 - c} (= \text{投資乗数}) \quad (10)$$

となっている。(9)、(10)式の含意を命題にまとめてみよう。

〔命題1〕 富者から貧者への所得移転は国民所得（従って、雇用量）の増大をもたらす。但し、その増大率を表わす所得再分配乗数は投資乗数より小さい。

〔命題1〕をかみくだいて言うと、「パイの切り方をパイのもとと少なかった人に多目にすることで、パイそのものの大きさを増大させることができる」となる。従って、貧者への所得保障を目的にした再分配政策は、その所要財源を富者に求めることによって所得保障と同時に GNP 拡大という目的をも達成することが可能となる¹⁰⁾。

2. トランスファー・タックスの帰着

このようにマクロ的観点からも所得再分配は望ましい果実をもたらすことが判明した。ところで、再分配後の各人の所得はどう変化しているだろうか。特に、トランスファー所得の支払者である富者のそれが最終的にどう変化しているかに関心がある。(3)、(5)、(6)、(7)式を用いると、

$$dY_1 = Y dw_1 + w_1 dY = \frac{1 - c_2}{1 - c} \cdot T > 0 \quad (11)$$

$$dY_2 = Y dw_2 + w_2 dY = \frac{c_1 - 1}{1 - c} \cdot T \leq 0 \quad (12)$$

と計算される〔符号については(8)式参照〕。

トランスファー所得の受領者は再分配の結果、確実に所得を増大させる。しかし、トランスファー所得の抛出者（富者）はその支払によって所得を支払前よりも増大させることはできない。むしろ、再分配所得の支払によって富者の所得は最終的に減少するのが一般である。ただ、所得が減少するといっても、トランスファーの支払分全額が減少するわけではない。(12)式で $Y dw_2$ は、支払による所得の減少分を示しているが、それに $w_2 dY (> 0)$ が最終的には加算されることになる。即ち、マクロ的に増大した国民所得の一部が、トランスファーの支払者（富者）にも還元される。従って、トランスファー・タックスの負担がそのままそっくり支払者に帰着 (incidence) することにはならない。このポイントは、政策上重要であるので特に注意する必要がある。ちなみに、ポーラー・ケースとして限界消費性向が1の者（貧者）だけにトランスファー所得を支払うものと想定すると、その支払者（富者）の所得は最終的には支払前の水準まで引き上げられることになり、富者の支払ったトランスファー・タックスのうち富者に帰着する部分はゼロになってしまう¹¹⁾。

〔命題2〕 富者の支払うトランスファー・タックスの負担はそのまま富者に帰着せず、帰着分は負担額より少ないのが一般であり、

10) ただし、前提(4)を変更して、消費者選好が相互に依存する場合には、GNPが再分配の結果減少することがあり得る。Johnson [6] をみよ。

11) なお、Ⅲ節(11)、(12)式の結果が m_i から独立になっている点に注意すべきである。トランスファーの支払・受取に無関係な第3者が存在するときには、 dY_i は w_i から独立でなくなる。

特殊ケースとして帰着分ゼロもありうる。

IV 所得保障のマクロ経済学 (その2)

——所得再分配効果——

所得保障の財源を富者が負担するのは通常、所得税を通じて財源調達がなされる場合に限られる。しかし、財源は所得税だけでなく物品税・社会保険税にも求められ、このような税は必ずしも富者だけでなく貧者にもおしなべて賦課される。財政を通じない再分配、例えば同族間の所得保障 (任意) とか、生活保護法にみられる親族扶養義務優先条項等の場合も、富者から貧者への所得再分配とならないことが少なくない。そこで、この本節では所得再分配による不平等是正効果が各々の制度によってどうなるかを明らかにしよう。

1. 累進税・比例税・逆進税の所得再分配効果¹²⁾

とりあえず、所得保障の支出面を捨象してその財源負担の不平等是正効果だけを定式化してみよう。今、所得水準 y に対して $p(y)$ の税額が賦課されている、と想定する。課税に不平等是正効果が伴うというとき、それを、個人主義的な社会厚生関数 (W);

$$W = \int_0^{\bar{y}} u(y) dF(y), u'(y) > 0, u''(y) < 0 \quad (1)$$

で測って課税後の W_1 が課税前の W_0 より大きいこと、と考えるのがピグー [10] 以来の伝統である。ここで、 \bar{y} , F , u はそれぞれ最高所得水準、分布関数、各メンバーに対して分析者がもつ効用評価である。ところで、アトキンソン [1] の証明によれば、 $W_1 > W_0$ ということと課税後所得のローレンツ曲線 (ϕ_1) が課税前所得のそれ (ϕ_0) の内側に位置することとは同値 (equivalent) である。従って、以下では、不平等是正効果をローレンツ曲線を用いて定式化することにする。

課税前後で所得のランキングが入れ替わることはないものと仮定しよう。

$$0 \leq p'(y) \leq 1, 0 \leq y \leq \bar{y} \quad (2)$$

$$\text{このとき課税後所得の分布関数を } G(y) \text{ とすると,} \\ dF(y) = dG(y) \quad (3)$$

が得られる。 μ_0, μ_1 を課税前後の平均所得とすると、ローレンツ曲線 ϕ_0, ϕ_1 は、

$$\phi_0(y) = (1/\mu_0) \int_0^y t dF(t)$$

$$\phi_1(y) = (1/\mu_1) \int_0^y [t - p(t)] dF(t)$$

となる。 $E(y) = \phi_1(y) - \phi_0(y)$ と定義すると、

$$E(y) = (1/\mu_0\mu_1) \int_0^y A(t) dF(t) \quad (4)$$

$$A(t) = Tt - \mu_0 p(t)$$

$$T = \mu_0 - \mu_1 > 0 \quad (5)$$

と計算される。ここで、 T は平均課税額である。税のタイプを次の三つに分類しよう [$p(0) = 0$ と簡単化のため前提している]。

$$\left. \begin{array}{l} \text{(a) 累進税:} \\ \quad p'(y) > 0, p''(y) > 0, 0 < y \leq \bar{y} \\ \quad p'(0) = 0, p''(0) > 0 \\ \text{(b) 比例税: } p(y) = ay, 0 \leq y \leq \bar{y} \\ \text{(c) 逆進税:} \\ \quad p'(y) \geq 0, p''(y) < 0, 0 < y \leq \bar{y} \\ \quad p'(0) = 1, p''(0) < 0 \end{array} \right\} (6)$$

ここで、「累進」的とは、税負担率が所得の増加に伴って上昇することを意味し、「逆進」的とは、それが所得の増加とともに低下することを意味している。(6)式を用いて、課税前後のローレンツ曲線の関係を計算してみよう。

累進税の場合、

$$A(0) = 0, A'(0) = T > 0$$

$$A''(t) = -\mu_0 p''(t) < 0, E(0) = E(\bar{y}) = 0$$

となるから、 $A(t)$, $A(t) \cdot f(t)$ は図6のようになっている [$f(t)$ は密度関数を表わし、 $0 \leq f(t) \leq 1$, $0 \leq t \leq \bar{y}$]。ところで、 $\mu_0\mu_1 E(y)$ は(4)式より、 $A(t) \cdot f(t)$ を t について0から y まで積分したものであることがわかる。その積分値は、 y がゼロのときゼロとなり、 y が上昇するにつれ一時単調増大するが、それも y が y_1 までである。 y が y_1 を越えると一転して単調減少する。しかし、 $E(\bar{y}) = 0$ だから、全体として、

$$E(y) \geq 0, 0 \leq y \leq \bar{y}$$

となる。即ち、課税後のローレンツ曲線が課税前のその外側に位置することはない。従って、累

12) IV節1.の分析は、高山(12) (II節) に拠っている。

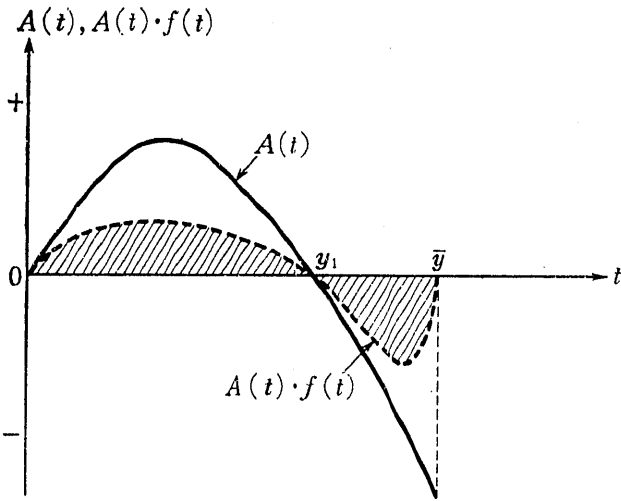


図 6

進税は所得分布の不平等を是正する効果をもっていることになる。

比例税の場合には、直観からも明らかなように、

$$E(y) = 0, 0 \leq y \leq \bar{y}$$

となつて、不平等是正という点では中立的である。

逆進税の場合、

$$A(0) = 0, A'(0) = -\mu_1 < 0$$

$$A''(t) = -\mu_0 p''(t) > 0, E(0) = E(\bar{y}) = 0$$

と計算され、累進税と全く逆の関係が得られる。

図 6 の縦軸方向を逆転すれば逆進税の場合のローレンツ曲線の関係が導かれ、

$$E(y) \leq 0, 0 \leq y \leq \bar{y}$$

となっていることは容易に理解できよう。

以上の分析から、累進税は所得分布の不平等を是正する効果をもつが逆進税はその反対で不平等をより悪化させる機能を備えていること、及び、比例税は不平等中立的なことが判明した。

2. 物品税・社会保障税・人頭税・親族扶養義務の所得再分配効果

以上の考察を念頭に置いて、具体的にトランスファー財源負担の所得再分配効果をみていこう。まず、酒税・タバコ税を中心とする物品税（間接税）によってトランスファー財源を調達する場合から考察しよう。貝塚・新飯田〔7〕の研究で、間接税の負担は「逆進」的性格をもっていることが

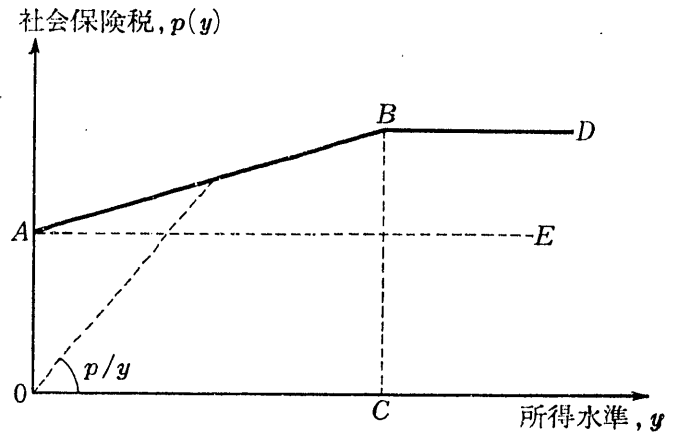


図 7

実証されている。この事実を本節 1. の分析に照らし合わせると、「物品税によるトランスファー財源の調達は不平等を却って拡大させる効果をもつ」ことが導かれる。

次に、国民年金・厚生年金や健康保険・失業保険等の社会保険税 (payroll tax) はどうであろうか。社会保険税は図 7 のようになっているのが通例である。まず均等割 OA が一律に賦課され、所得水準が OC までは比例税に等しい所得割が加えられる。しかし、税負担額は BC で頭うちとなり、所得が OC 以上になっても税額は BC にとどまる。 ABD 上の各点と原点とを結んだ線分の傾きは税負担率 (p/y) を表わしており、これは、所得が増大するとともに低下している。即ち、社会保険税は「逆進」的性格をもっている。このような社会保険税の性格は地主〔4〕の研究によっても実証されている。従つて、社会保険税の場合も、物品税同様、不平等是正上マイナスの効果をもっていることになる。ところで、日本では最低の所得・医療サービスの保障を国レベルでは社会保険を通して行なっているのが実状である。生活の安定のための保険制度（不確実性が存在するときに資源配分の効率性を高めるためのもの）が期待しているのは同一所得階層内の所得再分配である。それを最低生活の保障という目的実現のために併用するというのは、政策手段の適切な「割当原理」に反するものである。最低所得の保障には一律給付金制度を割当てるのが最適であつて、それを社会保

険に期待してもコストが高くつくばかりで不平等是正にもつながらない。

人頭税は最も極端な逆進税と考えられる¹³⁾ので、再分配政策上推奨できない。

ところで、現行民法の規定をうけて生活保護法には親族扶養義務優先条項が入っている。しかし、「貧困者の親族は概ね貧困」であると考えられるから、親族扶養義務を貧困者に対して強制すれば、それは、いわば「トボシキヲワカツ」こと（私的高負担！）を強要することに他ならない。このような性格をもつ親族扶養義務を公的な生活保護制度に優先させる、というのは不平等の増長を政策的に図ることに等しい。この親族扶養義務優先条項は朝日茂氏の「人間裁判」のキッカケをつくったものであり、当時、その問題点が大きくクローズアップされた。にも拘らず、近代国家には例のない旧態依然とした親族扶養義務優先条項が未だに残っている。当局の猛省と善処を促したい。

以上、我国の所得保障に関する財源負担の所得再分配効果をみてきたが、不平等是正という観点からはマイナスに評価されるものが殆んどであり、制度自体の再検討・改訂は急を要するといえよう。

V 結論の要約

これまでの理論的分析によって明らかになった結論を要約しよう。

(1) 老後における最低生活の保障によって、「老後のための貯蓄」が低所得階層には不要になり、貯蓄をとりやめた階層の効用はレベルアップする。しかし、高所得階層はそのような政策が導入されても貯蓄を削減するにはいたらない。

(2) 生活保護制度の下では、低所得階層の労働供給意欲がゼロになるものの彼等の効用レベルは上昇する。

(3) 低所得階層の労働意欲をかきたて同時に効

用のレベルアップを図るには、生活保護制度を改めて限界税率を100%から思い切って引き下げ（例えば50%）ればよい。しかし、このような手段は全く初歩的なものであり、その政策効果は一律給付金のそれには及ばない。

(4) 一律給付金 (a poll subsidy) を低所得階層のみならず、すべてのメンバーに支給することが経済政策的には最も望ましい。

(5) 賃金補助政策によって労働供給が増大するとは必ずしも一意的に言えないが、効用は必ず上昇する。但し、この政策は資源配分の最適条件を攪乱する可能性がある。

(6) 所得保障を高所得階層の費用負担で行なうとき、国民所得水準は増大することになる。

(7) その結果、高所得階層に帰着する費用負担は当初の支払分より必ず減少し、帰着分がゼロになることもありうる。

(8) 所得保障を累進的な所得税で賄う場合、所得不平等は是正される。

(9) しかし、酒税・タバコ税等の物品税や社会保険税で社会保障に必要な財源を調達する場合、それらの租税が逆進的性格をもっているので不平等是正上マイナスに作用する。

(10) 生活保護法における親族扶養義務優先条項は、貧者同士間の所得再分配を強制するに等しいので即刻撤廃されるべきである。

このように、所得保障は一律給付金制度で実施し、その財源調達は高所得者に対する租税賦課（主として所得税）によって取り行なうのが経済政策上最も望まれる。現行制度は、以上の観点に照らすとき、看過できない欠陥を数多くもっている、と評価せざるを得ない。この点の理解に本稿が役立てば幸いである。

参考文献

- [1] A. B. Atkinson, "On the Measurement of Inequality," *Journal of Economic Theory*, 1970.
- [2] P. A. Diamond, "Negative Taxes and the Poverty Problem—A Review Article," *National Tax Journal*, 1968.

13) (6)式で、逆進税を考える際に $p(0)=0, g'(0)=1$ と仮定したのはあくまでも簡単化のためであり、この仮定をはずしても議論の本筋は変わらない。人頭税は、図7では半直線AEで示されている。その逆進的性格は容易に理解されよう。

- [3] I. Fisher, *The Theory of Interest*, 1930.
- [4] 地主重美「社会保障と所得再分配効果」, 季刊社会保障研究, 1966.
- [5] 地主重美「所得保障政策と労働供給」, 季刊社会保障研究, 1974.
- [6] H. G. Johnson, "The Effect of Income-Redistribution on Aggregate Consumption with Interdependence of Consumers' Preference," *Economica*, 1952.
- [7] 貝塚啓明・新飯田宏「税制の所得再分配効果」(館・渡部編『経済成長と財政金融』1965. 所収)
- [8] I. M. D. Litte, "Direct versus Indirect Taxes," *Economic Journal*, 1951.
- [9] 根岸・小宮・宇沢・村上・今井「競争的均衡の効率性」(『価格理論Ⅱ』第Ⅳ部経済厚生第6章, 岩波, 1971, 所収)
- [10] A. C. Pigou, *The Economics of Welfare*, 1920.
- [11] 高山憲之「所得再分配乗数について」(未刊ノート) 1973. 6.
- [12] 高山憲之「いわゆるインフレ調整減税の所得再分配効果」, 季刊『理論経済学』近刊.